

法務省民商第14号
平成27年2月6日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長
(公 印 省 略)

会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記記録例について（依命通知）

会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第91号）が本年5月1日（以下「施行日」といいます。）から施行されることに伴い、商業・法人登記記録例を別紙のとおり定めましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、この記録例に抵触する従前の記録例に関する通達及び回答等は、施行日をもって変更するものとします。

目 次

第 1 節 株式会社の登記

第 1 設立に関する登記	1
1 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社の場合	1
2 監査等委員会設置会社の場合	2
第 2 役員に関する登記	4
1 監査等委員である取締役が就任した場合	4
2 監査等委員である取締役が退任した場合	5
(1) 任期満了の場合	5
(2) 辞任の場合	5
(3) 欠格事由が生じた場合	5
(参考) 任期満了により退任した監査等委員である取締役が、同日監査等委員である取締役以外の取締役に就任した場合	6
3 監査等委員である取締役が重任した場合	7
4 監査役を監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めに関する登記	8
(1) 監査役を監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止した場合	8
(2) 新たに監査役を監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを設けた場合	8
5 監査等委員会設置会社の定めに関する登記	9
(1) 監査等委員会設置会社の定めを廃止した場合	9
(2) 会社が新たに監査等委員会設置会社となった場合	11
6 重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する登記	13
(1) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを設けた場合	13
(2) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを廃止した場合	13
7 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する登記	14
(1) 会社に対する責任の制限の規定を設定した場合	14
(2) 会社に対する責任の制限の規定を廃止した場合	14
8 社外取締役に係る登記	15
(1) 任期中の取締役が社外取締役に要件を満たすこととなった場合	15
(2) 任期中の取締役が社外取締役に要件を満たさないこととなった場合	15
第 3 一時監査等委員である取締役の職務を行う者に関する登記	16
1 監査等委員である仮取締役を選任した場合（会社法第 3 4 6 条，第 9 3 7 条）	16
2 後任取締役の就任により仮取締役が退任した場合	16

第4	監査等委員である取締役の職務執行停止及び職務代行者に関する登記	17
1	職務執行を停止した場合（会社法第917条）	17
2	職務代行者を選任した場合（会社法第352条，第917条）	17
	〔注〕仮処分決定中，誰の代行者かを特定していない場合	17
3	職務執行停止の仮処分を取り消した場合（会社法第917条）	18
4	職務代行者選任の仮処分を取り消した場合（会社法第917条）	18
5	職務執行を停止されている役員を解任する判決が確定した場合（会社法第937条）	19
第5	解散に関する登記	20
	監査等委員会設置会社が解散した場合	20
第6	経過措置	22
1	会社法の一部を改正する法律の施行の際現に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある場合	22
2	会社に対する責任の制限の登記	23
	(1) 施行前の登記	23
	(2) 施行後の登記	23
3	指名委員会等設置会社に関する登記	24
	(1) 委員会設置会社として設立された会社についての職権登記	24
	(2) 設立後に委員会設置会社となった会社についての職権登記	24
4	改正後の社外取締役の要件を満たさないこととなった取締役についてする登記	25

第2節 相互会社の登記

第1	設立に関する登記	26
	監査等委員会設置会社の場合	26
第2	役員に関する登記	28
1	監査等委員である取締役が就任した場合	28
2	監査等委員である取締役が退任した場合	29
	(1) 任期満了の場合	29
	(2) 辞任の場合	29
	(3) 欠格事由が生じた場合	29
	(参考) 任期満了により退任した監査等委員である取締役が，同日監査等委員である取締役以外の取締役に就任した場合	30
3	監査等委員である取締役が重任した場合	31
4	監査等委員会設置会社の定めに関する登記	32

(1) 監査等委員会設置会社の定めを廃止した場合	32
(2) 会社が新たに監査等委員会設置会社となった場合	34
5 重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する登記	36
(1) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを設けた場合	36
(2) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを廃止した場合	36
6 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する登記	37
(1) 会社に対する責任の制限の規定を設定した場合	37
(2) 会社に対する責任の制限の規定を廃止した場合	37
7 社外取締役に関する登記	38
(1) 任期中の取締役が社外取締役の要件を満たすこととなった場合	38
(2) 任期中の取締役が社外取締役の要件を満たさないこととなった場合	38
第3 一時監査等委員である取締役の職務を行う者に関する登記	39
1 監査等委員である仮取締役を選任した場合（保険業法第53条の12第2項，同条第9項により準用する会社法第937条第1項）	39
2 後任取締役の就任により仮取締役が退任した場合	39
第4 監査等委員である取締役の職務執行停止及び職務代行者に関する登記	40
1 職務執行を停止した場合（保険業法第64条第3項により準用する会社法第917条）	40
2 職務代行者を選任した場合（保険業法第64条第3項により準用する会社法第917条）	40
〔注〕仮処分決定中，誰の代行者かを特定していない場合	40
3 職務執行停止の仮処分を取り消した場合（保険業法第64条第3項により準用する会社法第917条）	41
4 職務代行者選任の仮処分を取り消した場合（保険業法第64条第3項により準用する会社法第917条）	41
5 職務執行を停止されている役員を解任する判決が確定した場合（保険業法第53条の37により準用する会社法第937条第1項）	42
第5 解散に関する登記	43
監査等委員会設置会社が解散した場合	43
第6 経過措置	45
1 会社に対する責任の制限の登記	45
(1) 施行前の登記	45
(2) 施行後の登記	45
2 指名委員会等設置会社に関する登記	46
(1) 委員会設置会社として設立された会社についての職権登記	46

(2) 設立後に委員会設置会社となった会社についての職権登記	46
3 改正後の社外取締役の要件を満たさないこととなった取締役についてする登記	47

第3節 一般社団法人及び一般財団法人の登記

第1 一般社団法人の登記	48
1 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する登記	48
(1) 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度の規定を設定した場合	48
(2) 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度の規定を廃止した場合	48
2 外部役員等の法人に対する責任の限度に関する登記の経過措置	49
(1) 施行前の登記	49
(2) 施行後の登記	49
第2 一般財団法人の登記	50
1 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度の規定を設定した場合	50
(1) 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度の規定を設定した場合	50
(2) 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度の規定を廃止した場合	50
2 外部役員等の法人に対する責任の限度に関する登記の経過措置	51
(1) 施行前の登記	51
(2) 施行後の登記	51

第1節 株式会社の登記

第1 設立に関する登記

1 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社の場合

商号	第一電器株式会社
本店	東京都中央区京橋一丁目1番1号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成27年10月1日
目的	<ul style="list-style-type: none"> 1 家庭電器用品の製造及び販売 2 家具、什器類の製造及び販売 3 光学機械の販売 4 前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	400株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株
資本金の額	金300万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する
役員に関する事項	取締役 甲野太郎
	東京都大田区東蒲田二丁目3番1号 代表取締役 甲野太郎
	監査役 乙野次郎
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	<p>設立</p> <p style="text-align: right;">平成27年10月 1日登記</p>

2 監査等委員会設置会社の場合

商号	第一電器株式会社
本店	東京都中央区京橋一丁目1番1号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成27年10月1日
目的	1 家庭電器用品の製造及び販売 2 家具、什器類の製造及び販売 3 光学機械の販売 4 前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	4000株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株
資本金の額	金5000万円
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都中央区日本橋通一丁目1番1号 大和信託株式会社本店
役員に関する事項	取締役 甲野太郎
	取締役 乙野次郎
	取締役 丙野三郎 (社外取締役)
	取締役 丁野四郎
	取締役・監査等委員 戊野五郎 (社外取締役)
	取締役・監査等委員 己野六郎 (社外取締役)

	取締役・監査等 庚 野 七 郎 委員
	東京都大田区東蒲田二丁目3番1号 代表取締役 甲 野 太 郎
	会計監査人 監 査 法 人 桜 会
支 店	1 大阪市北区若松町15番地
	2 名古屋市中区三の丸四丁目3番1号
	3 横浜市神奈川区七島町117番地
	4 東京都西東京市本町四丁目16番24号
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社
監査等委員会設置 会社に関する事項	監査等委員会設置会社
重要な業務執行の 決定の取締役への 委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある
会計監査人設置会 社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する 事項	設立 平成27年10月 1日登記

第2 役員に関する登記

1 監査等委員である取締役が就任した場合

役員に関する事項	取締役・監査等委員 甲 野 太 郎	平成27年10月 1日就任 ----- 平成27年10月 8日登記
	取締役・監査等委員 (社外取締役) 乙 野 次 郎	平成27年10月 1日就任 ----- 平成27年10月 8日登記
	取締役・監査等委員 (社外取締役) 丙 野 三 郎	平成27年10月 1日就任 ----- 平成27年10月 8日登記

2 監査等委員である取締役が退任した場合

(1) 任期満了の場合

役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員</u> <u>(社外取締役)</u>	平成29年10月 1日退任
		平成29年10月 6日登記
役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員</u> <u>乙野次郎</u>	平成29年10月 1日退任
		平成29年10月 6日登記

(2) 辞任の場合

役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員</u> <u>甲野太郎</u>	平成27年10月 1日辞任
		平成27年10月 8日登記

〔注〕 死亡又は解任の場合には，原因項目を「死亡」又は「解任」とする。

(3) 欠格事由が生じた場合

役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員</u> <u>甲野太郎</u>	平成27年10月 1日資格喪失
		平成27年10月 8日登記

(参考) 任満了により退任した監査等委員である取締役が、同日監査等委員である取締役以外の取締役に就任した場合

役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎	平成29年10月 1日就任 ----- 平成29年10月 6日登記
	<u>取締役・監査等委員</u> 甲 野 太 郎	平成29年10月 1日退任 ----- 平成29年10月 6日登記

[注] 任満了により退任した監査等委員である取締役が、同日監査等委員である取締役以外の取締役に就任した場合の登記原因は、「年月日重任」とすることはできない。任満了により退任した監査等委員である取締役以外の取締役が、同日監査等委員である取締役に就任した場合も同様である。

3 監査等委員である取締役が重任した場合

役員に関する事項	取締役・監査等委員 <u>甲野太郎</u>	平成27年10月 1日就任 ----- 平成27年10月 8日登記
	取締役・監査等委員 甲野太郎	平成29年10月 1日重任 ----- 平成29年10月 6日登記
	取締役・監査等委員 <u>乙野次郎</u> (社外取締役)	平成27年10月 1日就任 ----- 平成27年10月 8日登記
	取締役・監査等委員 乙野次郎 (社外取締役)	平成29年10月 1日重任 ----- 平成29年10月 6日登記
	取締役・監査等委員 <u>丙野三郎</u> (社外取締役)	平成27年10月 1日就任 ----- 平成27年10月 8日登記
	取締役・監査等委員 丙野三郎 (社外取締役)	平成29年10月 1日重任 ----- 平成29年10月 6日登記

4 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めに関する登記

(1) 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止した場合

役員に関する事項	監査役 甲 野 太 郎	平成29年10月 1日 退任
		平成29年10月 6日 登記
	監査役 乙 野 次 郎	平成29年10月 1日 就任
		平成29年10月 6日 登記
	<u>監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある</u>	平成29年10月 1日 廃止
		平成29年10月 6日 登記

(2) 新たに監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを設けた場合

役員に関する事項	監査役 乙 野 次 郎	平成25年10月 1日 就任
		平成25年10月 6日 登記
	<u>監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある</u>	平成27年10月 1日 設定
		平成27年10月 8日 登記

5 監査等委員会設置会社の定めに関する登記

(1) 監査等委員会設置会社の定めを廃止した場合

役員に関する事項	取締役	<u>甲 野 太 郎</u>	
	取締役	甲 野 太 郎	平成28年 4月 1日重任 ----- 平成28年 4月 8日登記
	取締役	<u>丙 野 三 郎</u>	
	(社外取締役)		
	取締役	丙 野 三 郎	平成28年 4月 1日重任 ----- 平成28年 4月 8日登記
	取締役	戊 野 五 郎	平成28年 4月 1日就任 ----- 平成28年 4月 8日登記
	取締役・監査等 委員	<u>乙 野 次 郎</u>	
			平成28年 4月 1日退任 ----- 平成28年 4月 8日登記
	取締役・監査等 委員	<u>丁 野 四 郎</u>	
	(社外取締役)		平成28年 4月 1日退任 ----- 平成28年 4月 8日登記
取締役・監査等 委員	<u>戊 野 五 郎</u>		
(社外取締役)		平成28年 4月 1日退任 ----- 平成28年 4月 8日登記	
	<u>東京都大田区東蒲田二丁目3番1号</u>		
代表取締役	<u>甲 野 太 郎</u>		平成28年 4月 1日重任 ----- 平成28年 4月 8日登記
東京都大田区東蒲田二丁目3番1号 代表取締役	甲 野 太 郎		平成28年 4月 8日登記
監査役	己 野 六 郎		平成28年 4月 1日就任 ----- 平成28年 4月 8日登記

	会計監査人 監 査 法 人 桜 会
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成28年 4月 1日設定 平成28年 4月 8日登記
監査等委員会設置会社に関する事項	<u>監査等委員会設置会社</u>
	平成28年 4月 1日廃止 平成28年 4月 8日登記
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	<u>重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある</u>
	平成28年 4月 1日廃止 平成28年 4月 8日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社

(2) 会社が新たに監査等委員会設置会社となった場合

役員に関する事項	取締役	<u>甲 野 太 郎</u>	
	取締役	甲 野 太 郎	平成27年10月 1日重任 ----- 平成27年10月 8日登記
	取締役	<u>乙 野 次 郎</u>	
			平成27年10月 1日退任 ----- 平成27年10月 8日登記
	取締役	<u>丙 野 三 郎</u>	
	取締役 (社外取締役)	丙 野 三 郎	平成27年10月 1日重任 ----- 平成27年10月 8日登記
	取締役・監査等 委員	乙 野 次 郎	平成27年10月 1日就任 ----- 平成27年10月 8日登記
	取締役・監査等 委員 (社外取締役)	丁 野 四 郎	平成27年10月 1日就任 ----- 平成27年10月 8日登記
	取締役・監査等 委員 (社外取締役)	戊 野 五 郎	平成27年10月 1日就任 ----- 平成27年10月 8日登記
		<u>東京都大田区東蒲田二丁目3番1号</u> 代表取締役	<u>甲 野 太 郎</u>
	東京都大田区東蒲田二丁目3番1号 代表取締役	甲 野 太 郎	平成27年10月 1日重任 ----- 平成27年10月 8日登記
	監査役	<u>己 野 六 郎</u>	
			平成27年10月 1日退任 ----- 平成27年10月 8日登記
	会計監査人	監 査 法 人 桜 会	
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社		

監査役設置会社に関する事項	<u>監査役設置会社</u> 平成27年10月 1日廃止 平成27年10月 8日登記
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社 平成27年10月 1日設定 平成27年10月 8日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社

6 重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する登記

(1) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを設けた場合

重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある 平成27年10月 1日設定 平成27年10月 8日登記
--------------------------	--

(2) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを廃止した場合

重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	<u>重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある</u> 平成27年10月 1日設定 平成27年10月 8日登記
	平成28年 4月 1日廃止 平成28年 4月 8日登記

7 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する登記

(1) 会社に対する責任の制限の規定を設定した場合

<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第427条の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>平成27年10月 1日設定 平成27年10月 8日登記</p>
------------------------------------	---

(2) 会社に対する責任の制限の規定を廃止した場合

<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p><u>当社は、会社法第427条の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>平成25年10月 1日設定 平成25年10月 8日登記</p>
	<p><u>当社は、会社法第427条の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>平成27年10月 1日変更 平成27年10月 8日登記</p>
	<p>平成27年12月15日廃止 平成27年12月22日登記</p>

8 社外取締役に関する登記（社外監査役の場合も同様）

(1) 任期中の取締役が社外取締役の要件を満たすこととなった場合

役員に関する事項	取締役	甲 野 太 郎	
	取締役 (社外取締役)	甲 野 太 郎	平成27年10月 8日社外 取締役の登記

(2) 任期中の取締役が社外取締役の要件を満たさないこととなった場合

役員に関する事項	取締役	甲 野 太 郎	
	<u>社外取締役</u>		
	取締役	甲 野 太 郎	平成27年10月 1日社外 性喪失
			平成27年10月 8日登記

〔注〕 任期中の取締役が社外取締役の要件を満たさないこととなった場合の原因項目は、一律に「社外性喪失」である。

第3 一時監査等委員である取締役の職務を行う者に関する登記

1 監査等委員である仮取締役を選任した場合（会社法第346条，第937条）

役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員</u> 甲 野 太 郎	平成27年10月 1日就任
		平成27年10月 8日登記
	仮取締役・監査等委員 乙 野 次 郎	平成27年12月 3日死亡
		平成27年12月10日登記
		平成27年12月15日東京地方裁判所の選任
		平成27年12月22日登記

2 後任取締役の就任により仮取締役が退任した場合

役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員</u> 丁 野 三 郎	平成28年 4月 1日就任
		平成28年 4月 8日登記
	<u>仮取締役・監査等委員</u> 乙 野 次 郎	平成27年12月15日東京地方裁判所の選任
		平成27年12月22日登記

〔注〕 後任の監査等委員である取締役が就任したため，仮取締役が資格喪失した場合の例である。後任の役員等の就任の登記をしたときは，仮の役員等の登記を抹消する記号を記録する（商業登記規則第68条第1項）。

第4 監査等委員である取締役の職務執行停止及び職務代行者に関する登記

1 職務執行を停止した場合（会社法第917条）

役員に関する事項	取締役・監査等委員 甲野太郎	平成27年10月 1日就任 ----- 平成27年10月 8日登記
	取締役・監査等委員甲野太郎の職務執行停止	平成27年12月 3日東京 地方裁判所の決定 ----- 平成27年12月10日登記

2 職務代行者を選任した場合（会社法第352条，第917条）

役員に関する事項	取締役・監査等委員職務代行者 乙野次郎	平成27年12月 3日東京 地方裁判所の取締役・監査等 委員甲野太郎の職務代行者選 任 ----- 平成27年12月10日登記

〔注〕 仮処分決定中，誰の代行者かを特定していない場合

役員に関する事項	取締役・監査等委員職務代行者 乙野次郎	平成27年12月 3日東京 地方裁判所の選任 ----- 平成27年12月10日登記

3 職務執行停止の仮処分を取り消した場合（会社法第917条）

役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員甲野太郎の職務執行停止</u>	平成27年12月 3日東京 地方裁判所の決定

		平成27年12月10日登記

役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員甲野太郎の職務執行停止</u>	平成28年 4月 1日東京 地方裁判所の取消決定

		平成28年 4月 8日登記

4 職務代行者選任の仮処分を取り消した場合（会社法第917条）

役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員職務代行者</u> <u>乙野次郎</u>	平成27年12月 3日東京 地方裁判所の取締役・監査等 委員甲野太郎の職務代行者選 任

		平成27年12月10日登記

役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員職務代行者</u> <u>乙野次郎</u>	平成28年 4月 1日東京 地方裁判所の取消決定

		平成28年 4月 8日登記

5 職務執行を停止されている役員を解任する判決が確定した場合（会社法第937条）

役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員</u> 甲野太郎	平成27年10月 1日就任
		平成27年10月 8日登記
	<u>取締役・監査等委員甲野太郎の職務執行停止</u>	平成27年12月 3日東京地方裁判所の解任の判決確定
		平成27年12月10日登記
<u>取締役・監査等委員甲野太郎の職務執行停止</u>	平成27年10月15日東京地方裁判所の決定	
	平成27年10月22日登記	

〔注〕 この登記をしたときは、職務執行停止に関する登記を抹消する記号を記録する（商業登記規則第68条第2項）。

なお、職務代行者が選任されている場合は、職務代行者に関する登記を抹消する記号を記録する（商業登記規則第68条第2項）。

第5 解散に関する登記

監査等委員会設置会社が解散した場合

役員に関する事項	取締役	甲 野 太 郎		
	取締役	乙 野 次 郎		
	取締役 (社外取締役)	丙 野 三 郎		
	取締役	丁 野 四 郎		
	取締役・監査等 委員 (社外取締役)	戊 野 五 郎		
	取締役・監査等 委員 (社外取締役)	己 野 六 郎		
	取締役・監査等 委員	庚 野 七 郎		
	東京都大田区東蒲田二丁目3番1号 代表取締役		甲 野 太 郎	
	清算人	甲 野 太 郎		平成28年 4月 8日登記
	清算人	乙 野 次 郎		平成28年 4月 8日登記
	清算人	丙 野 三 郎		平成28年 4月 8日登記
清算人	丁 野 四 郎		平成28年 4月 8日登記	
東京都大田区東蒲田二丁目3番1号 代表清算人		甲 野 太 郎	平成28年 4月 8日登記	

	監査役 戊野五郎	平成28年 4月 8日登記
	監査役 己野六郎	平成28年 4月 8日登記
	監査役 庚野七郎	平成28年 4月 8日登記
	会計監査人 監査法人桜会	
取締役会設置会社に関する事項	<u>取締役会設置会社</u>	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成28年 4月 1日設定 平成28年 4月 8日登記
監査等委員会設置会社に関する事項	<u>監査等委員会設置会社</u>	
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	<u>重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある</u>	
会計監査人設置会社に関する事項	<u>会計監査人設置会社</u>	
清算人会設置会社に関する事項	清算人会設置会社	平成28年 4月 8日登記
解散	平成28年4月1日株主総会の決議により解散	平成28年 4月 8日登記

第6 経過措置

- 1 会社法の一部を改正する法律の施行の際現に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社の場合

役員に関する事項	監査役 乙 野 次 郎	平成27年10月 1日就任 ----- 平成27年10月 8日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	----- 平成27年10月 8日登記

2 会社に対する責任の制限の登記

(1) 施行前の登記

社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
--------------------------	--

(2) 施行後の登記

非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
-----------------------------	--

3 指名委員会等設置会社に関する登記

(1) 委員会設置会社として設立された会社についての職権登記

指名委員会等設置会社に関する事項	<u>委員会設置会社</u>
	指名委員会等設置会社 平成26年法務省令第33号の規定により平成27年5月1日登記
登記記録に関する事項	設立 平成25年5月1日登記

(2) 設立後に委員会設置会社となった会社についての職権登記

指名委員会等設置会社に関する事項	<u>委員会設置会社</u> 平成25年6月27日設定 平成25年7月4日登記
	指名委員会等設置会社 平成26年法務省令第33号の規定により平成27年5月1日登記

4 改正後の社外取締役の要件を満たさないこととなった取締役についてする登記（社外監査役の場合も同様）

役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎 <u>（社外取締役）</u>	
	取締役 甲 野 太 郎	平成 2 7 年 1 0 月 1 日社外 性喪失 ----- 平成 2 7 年 1 0 月 8 日登記

〔注〕原因日付は，改正法施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の日（会社法の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 9 0 号）附則第 4 条）

第2節 相互会社の登記

第1 設立に関する登記

監査等委員会設置会社の場合

名 称	セントラル生命保険相互会社
主たる事務所	東京都中央区京橋一丁目1番1号
法人成立の年月日	平成27年10月1日
目 的	<ol style="list-style-type: none"> 1 生命保険業 2 他の保険会社（外国保険業者を含む。）の保険業に係る業務の代理又は事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務 3 国債、地方債又は政府保証債の売買、地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受諾その他の保険業法により行うことのできる業務及び保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務 4 その他前各号に掲げる業務に附帯又は関連する業務
役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎
	取締役 乙 野 次 郎
	取締役 丙 野 三 郎 (社外取締役)
	取締役 丁 野 四 郎
	取締役・監査等 戊 野 五 郎 委員 (社外取締役)
	取締役・監査等 己 野 六 郎 委員 (社外取締役)
	取締役・監査等 庚 野 七 郎 委員
	東京都大田区東蒲田二丁目3番1号 代表取締役 甲 野 太 郎
	会計監査人 監 査 法 人 桜 会
公告の方法	<p>電子公告により行う。</p> <p>http://www.sentoraru-seimeihoken.or.jp/koukoku/index.html</p>

基金（基金償却積立金を含む。）の総額	金 1 0 0 億円
基金の拋出者の権利に関する規定	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、基金の拋出者に対し、基金拋出契約の定めるところにより、基金拋出契約期間内に、基金の償却を行う。ただし、当社は、基金の拋出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことがある。 2 当社は、拋出期日の異なる基金がある場合には、後に拋出された基金の償却は、先に拋出された基金を全部償却した後に行う。 3 当社は、基金の拋出者に対し、基金拋出契約に定める利率で基金利息を支払う。
基金の償却の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積み立てることができる。 2 基金の償却は、取締役会の決議により行い、償却する金額に相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振り替える。 3 前各項に定める方法によるほか、総代会の決議により剰余金処分において、基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。
剰余金の分配の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 決算において生じた剰余金は、基金利息を控除した後、損失填補準備金、基金償却積立金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金、別途準備金、その他に処分することができる。 2 前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に積み立てる金額の合計額は、保険業法施行規則第30条の4で定める金額に、同規則第30条第6項で定める比率を乗じた額以上の金額とする。 3 社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従ってこれを配当する。ただし、その全部又は一部を次年度に繰り越すことができる。 4 決算において不足が生じたときは、別途準備金、その他の積立金、社員配当平衡積立金、社員配当準備金、損失填補準備金、基金償却積立金の順序でこれを填補する。
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する事項	<p>設立</p> <p style="text-align: right;">平成 2 7 年 1 0 月 1 日 登記</p>

第2 役員に関する登記

1 監査等委員である取締役が就任した場合

役員に関する事項	取締役・監査等委員 甲 野 太 郎	平成27年10月 1日就任 ----- 平成27年10月 8日登記
	取締役・監査等委員 (社外取締役) 乙 野 次 郎	平成27年10月 1日就任 ----- 平成27年10月 8日登記
	取締役・監査等委員 (社外取締役) 丙 野 三 郎	平成27年10月 1日就任 ----- 平成27年10月 8日登記

2 監査等委員である取締役が退任した場合

(1) 任期満了の場合

役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員</u> <u>甲 野 太 郎</u> (社外取締役)	平成29年10月 1日退任
		平成29年10月 6日登記
役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員</u> <u>乙 野 次 郎</u>	平成29年10月 1日退任
		平成29年10月 6日登記

(2) 辞任の場合

役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員</u> <u>甲 野 太 郎</u>	平成27年10月 1日辞任
		平成27年10月 8日登記

[注] 死亡又は解任の場合には，原因項目を「死亡」又は「解任」とする。

(3) 欠格事由が生じた場合

役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員</u> <u>甲 野 太 郎</u>	平成27年10月 1日資格喪失
		平成27年10月 8日登記

(参考) 任期満了により退任した監査等委員である取締役が、同日監査等委員である取締役以外の取締役に就任した場合

役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎	平成29年10月 1日就任 ----- 平成29年10月 6日登記
	<u>取締役・監査等</u> 甲 野 太 郎 <u>委員</u>	平成29年10月 1日退任 ----- 平成29年10月 6日登記

[注] 任期満了により退任した監査等委員である取締役が、同日監査等委員である取締役以外の取締役に就任した場合の登記原因は、「年月日重任」とすることはできない。任期満了により退任した監査等委員である取締役以外の取締役が、同日監査等委員である取締役に就任した場合も同様である。

3 監査等委員である取締役が重任した場合

役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員</u> 甲野太郎	平成27年10月 1日就任
		平成27年10月 8日登記
	取締役・監査等委員 甲野太郎	平成29年10月 1日重任
		平成29年10月 6日登記
	<u>取締役・監査等委員</u> (社外取締役) 乙野次郎	平成27年10月 1日就任
		平成27年10月 8日登記
取締役・監査等委員 (社外取締役) 乙野次郎	平成29年10月 1日重任	
	平成29年10月 6日登記	
<u>取締役・監査等委員</u> (社外取締役) 丙野三郎	平成27年10月 1日就任	
	平成27年10月 8日登記	
取締役・監査等委員 (社外取締役) 丙野三郎	平成29年10月 1日重任	
	平成29年10月 6日登記	

4 監査等委員会設置会社の定めに関する登記

(1) 監査等委員会設置会社の定めを廃止した場合

役員に関する事項	取締役	<u>甲 野 太 郎</u>	
	取締役	甲 野 太 郎	平成28年 4月 1日重任 ----- 平成28年 4月 8日登記
	取締役	<u>丙 野 三 郎</u>	
	(社外取締役)		
	取締役	丙 野 三 郎	平成28年 4月 1日重任 ----- 平成28年 4月 8日登記
	取締役	戊 野 五 郎	平成28年 4月 1日就任 ----- 平成28年 4月 8日登記
	取締役・監査等 委員	<u>乙 野 次 郎</u>	
			平成28年 4月 1日退任 ----- 平成28年 4月 8日登記
	取締役・監査等 委員	<u>丁 野 四 郎</u>	
	(社外取締役)		平成28年 4月 1日退任 ----- 平成28年 4月 8日登記
取締役・監査等 委員	<u>戊 野 五 郎</u>		
(社外取締役)		平成28年 4月 1日退任 ----- 平成28年 4月 8日登記	
	<u>東京都大田区東蒲田二丁目3番1号</u>		
代表取締役	<u>甲 野 太 郎</u>		平成28年 4月 1日重任 ----- 平成28年 4月 8日登記
東京都大田区東蒲田二丁目3番1号 代表取締役	甲 野 太 郎		平成28年 4月 8日登記
監査役	己 野 六 郎		平成28年 4月 1日就任 ----- 平成28年 4月 8日登記
(社外監査役)			平成28年 4月 8日登記

	監査役 (社外監査役)	庚野七郎	平成28年4月1日就任
			平成28年4月8日登記
	監査役	辛野八郎	平成28年4月1日就任
			平成28年4月8日登記
会計監査人		監査法人桜会	

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成28年4月1日設定	平成28年4月8日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成28年4月1日設定	平成28年4月8日登記
監査等委員会設置会社に関する事項	<u>監査等委員会設置会社</u>		
		平成28年4月1日廃止	平成28年4月8日登記
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	<u>重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある</u>		
		平成28年4月1日廃止	平成28年4月8日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社		

(2) 会社が新たに監査等委員会設置会社となった場合

役員に関する事項	取締役	<u>甲 野 太 郎</u>	
	取締役	甲 野 太 郎	平成27年10月 1日重任 ----- 平成27年10月 8日登記
	取締役	<u>乙 野 次 郎</u>	
			平成27年10月 1日退任 ----- 平成27年10月 8日登記
	取締役	<u>丙 野 三 郎</u>	
	取締役 (社外取締役)	丙 野 三 郎	平成27年10月 1日重任 ----- 平成27年10月 8日登記
	取締役・監査等 委員	乙 野 次 郎	平成27年10月 1日就任 ----- 平成27年10月 8日登記
	取締役・監査等 委員 (社外取締役)	丁 野 四 郎	平成27年10月 1日就任 ----- 平成27年10月 8日登記
	取締役・監査等 委員 (社外取締役)	戊 野 五 郎	平成27年10月 1日就任 ----- 平成27年10月 8日登記
	<u>東京都大田区東蒲田二丁目3番1号</u> 代表取締役	<u>甲 野 太 郎</u>	
東京都大田区東蒲田二丁目3番1号 代表取締役	甲 野 太 郎	平成27年10月 1日重任 ----- 平成27年10月 8日登記	
<u>監査役</u> (社外監査役)	<u>己 野 六 郎</u>		
		平成27年10月 1日退任 ----- 平成27年10月 8日登記	
<u>監査役</u> (社外監査役)	<u>庚 野 七 郎</u>		
		平成27年10月 1日退任 ----- 平成27年10月 8日登記	

	監査役	辛 野 八 郎	
			平成 2 7 年 1 0 月 1 日 退任
			平成 2 7 年 1 0 月 8 日 登 記
	会計監査人	監 査 法 人 桜 会	

監査役設置会社に関する事項	<u>監査役設置会社</u>			
		平成 2 7 年 1 0 月 1 日 廃止		平成 2 7 年 1 0 月 8 日 登 記
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社 平成 2 7 年 1 0 月 1 日 設 定 平成 2 7 年 1 0 月 8 日 登 記			
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社			

5 重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する登記

(1) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを設けた場合

重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	<p>重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある</p> <p>平成27年10月 1日設定 平成27年10月 8日登記</p>
--------------------------	--

(2) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを廃止した場合

重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	<p><u>重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある</u></p> <p>平成27年10月 1日設定 平成27年10月 8日登記</p>
	<p>平成28年 4月 1日廃止 平成28年 4月 8日登記</p>

6 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する登記

(1) 会社に対する責任の制限の規定を設定した場合

非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、保険業法第53条の36において準用する会社法第427条に規定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 <p style="text-align: right;">平成27年10月 1日設定 平成27年10月 8日登記</p>
-----------------------------	--

(2) 会社に対する責任の制限の規定を廃止した場合

非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、保険業法第53条の36において準用する会社法第427条に規定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> <p style="text-align: right;">平成25年10月 1日設定 平成25年10月 8日登記</p>
	<p style="text-align: right;">平成27年12月15日廃止 平成27年12月22日登記</p>

7 社外取締役に関する登記（社外監査役の場合も同様）

(1) 任期中の取締役が社外取締役の要件を満たすこととなった場合

役員に関する事項	取締役	甲 野 太 郎	
	取締役 (社外取締役)	甲 野 太 郎	平成27年10月 8日社外 取締役の登記

(2) 任期中の取締役が社外取締役の要件を満たさないこととなった場合

役員に関する事項	取締役	甲 野 太 郎	
	<u>取締役</u> (社外取締役)		
	取締役	甲 野 太 郎	平成27年10月 1日社外 性喪失
			平成27年10月 8日登記

〔注〕 任期中の取締役が社外取締役の要件を満たさないこととなった場合の原因項目は、一律に「社外性喪失」である。

第3 一時監査等委員である取締役の職務を行う者に関する登記

- 1 監査等委員である仮取締役を選任した場合（保険業法第53条の12第2項，同条第9項により準用する会社法第937条第1項）

役員に関する事項	取締役・監査等委員 甲 野 太 郎	平成27年10月 1日就任
		平成27年10月 8日登記
	仮取締役・監査等委員 乙 野 次 郎	平成27年12月 3日死亡
		平成27年12月10日登記
仮取締役・監査等委員 乙 野 次 郎	平成27年12月15日東京地方裁判所の選任	
	平成27年12月22日登記	

- 2 後任取締役の就任により仮取締役が退任した場合

役員に関する事項	取締役・監査等委員 丁 野 三 郎	平成28年 4月 1日就任
		平成28年 4月 8日登記
	仮取締役・監査等委員 乙 野 次 郎	平成27年12月15日東京地方裁判所の選任
		平成27年12月22日登記

〔注〕 後任の監査等委員である取締役が就任したため，仮取締役が資格喪失した場合の例である。後任の役員等の就任の登記をしたときは，仮の役員等の登記を抹消する記号を記録する（各種法人等登記規則第5条により準用する商業登記規則第68条第1項）。

第4 監査等委員である取締役の職務執行停止及び職務代行者に関する登記

1 職務執行を停止した場合（保険業法第64条第3項により準用する会社法第917条）

役員に関する事項	取締役・監査等委員 甲野太郎	平成27年10月 1日就任 ----- 平成27年10月 8日登記
	取締役・監査等委員甲野太郎の職務執行停止	平成27年12月 3日東京 地方裁判所の決定 ----- 平成27年12月10日登記

2 職務代行者を選任した場合（保険業法第64条第3項により準用する会社法第917条）

役員に関する事項	取締役・監査等委員職務代行者 乙野次郎	平成27年12月 3日東京 地方裁判所の取締役・監査等 委員甲野太郎の職務代行者選 任 ----- 平成27年12月10日登記

〔注〕 仮処分決定中、誰の代行者かを特定していない場合

役員に関する事項	取締役・監査等委員職務代行者 乙野次郎	平成27年12月 3日東京 地方裁判所の選任 ----- 平成27年12月10日登記

3 職務執行停止の仮処分を取り消した場合（保険業法第64条第3項により準用する会社法第917条）

役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員甲野太郎の職務執行停止</u>	平成27年12月 3日東京 地方裁判所の決定

		平成27年12月10日登記

役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員甲野太郎の職務執行停止</u>	平成28年 4月 1日東京 地方裁判所の取消決定

		平成28年 4月 8日登記

4 職務代行者選任の仮処分を取り消した場合（保険業法第64条第3項により準用する会社法第917条）

役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員職務代行者</u> <u>乙野次郎</u>	平成27年12月 3日東京 地方裁判所の取締役・監査等 委員甲野太郎の職務代行者選 任

		平成27年12月10日登記

役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員職務代行者</u> <u>乙野次郎</u>	平成28年 4月 1日東京 地方裁判所の取消決定

		平成28年 4月 8日登記

5 職務執行を停止されている役員を解任する判決が確定した場合（保険業法第53条の37により準用する会社法第937条第1項）

役員に関する事項	<u>取締役・監査等委員</u> 甲野太郎	平成27年10月 1日就任
		平成27年10月 8日登記
	<u>取締役・監査等委員甲野太郎の職務執行停止</u>	平成27年12月 3日東京地方裁判所の解任の判決確定
		平成27年12月10日登記
<u>取締役・監査等委員甲野太郎の職務執行停止</u>	平成27年10月15日東京地方裁判所の決定	
	平成27年10月22日登記	

〔注〕 この登記をしたときは、職務執行停止に関する登記を抹消する記号を記録する（各種法人等登記規則第5条により準用する商業登記規則第68条第2項）。

なお、職務代行者が選任されている場合は、職務代行者に関する登記を抹消する記号を記録する（各種法人等登記規則第5条により準用する商業登記規則第68条第2項）。

第5 解散に関する登記

監査等委員会設置会社が解散した場合

役員に関する事項	取締役	甲 野 太 郎		
	取締役	乙 野 次 郎		
	取締役 (社外取締役)	丙 野 三 郎		
	取締役	丁 野 四 郎		
	取締役・監査等 委員 (社外取締役)	戊 野 五 郎		
	取締役・監査等 委員 (社外取締役)	己 野 六 郎		
	取締役・監査等 委員	庚 野 七 郎		
	東京都大田区東蒲田二丁目3番1号 代表取締役		甲 野 太 郎	
	清算人	甲 野 太 郎		平成28年 4月 8日登記
	清算人	乙 野 次 郎		平成28年 4月 8日登記
	清算人	丙 野 三 郎		平成28年 4月 8日登記
清算人	丁 野 四 郎		平成28年 4月 8日登記	
東京都大田区東蒲田二丁目3番1号 代表清算人		甲 野 太 郎	平成28年 4月 8日登記	

	監査役 戊野五郎	平成28年 4月 8日登記
	監査役 己野六郎	平成28年 4月 8日登記
	監査役 庚野七郎	平成28年 4月 8日登記
	会計監査人 監査法人桜会	

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成28年 4月 1日設定 平成28年 4月 8日登記
監査等委員会設置会社に関する事項	<u>監査等委員会設置会社</u>
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	<u>重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある</u>
会計監査人設置会社に関する事項	<u>会計監査人設置会社</u>
清算人会設置会社に関する事項	清算人会設置会社 平成28年 4月 8日登記
解散	平成28年4月1日社員総会の決議により解散 平成28年 4月 8日登記

第6 経過措置

1 会社に対する責任の制限の登記

(1) 施行前の登記

社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会計監査人との間に、保険業法第53条の36において準用する会社法第427条に規定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
--------------------------	--

(2) 施行後の登記

非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会計監査人との間に、保険業法第53条の36において準用する会社法第427条に規定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
-----------------------------	--

2 指名委員会等設置会社に関する登記

(1) 委員会設置会社として設立された会社についての職権登記

指名委員会等設置会社に関する事項	<u>委員会設置会社</u>
	指名委員会等設置会社 平成26年法務省令第33号の規定により平成27年5月1日登記
登記記録に関する事項	設立 平成25年5月1日登記

(2) 設立後に委員会設置会社となった会社についての職権登記

指名委員会等設置会社に関する事項	<u>委員会設置会社</u> 平成25年6月27日設定 平成25年7月4日登記
	指名委員会等設置会社 平成26年法務省令第33号の規定により平成27年5月1日登記

3 改正後の社外取締役の要件を満たさないこととなった取締役についてする登記（社外監査役の場合も同様）

役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎 <u>（社外取締役）</u>	
	取締役 甲 野 太 郎	平成27年10月 1日社外 性喪失 ----- 平成27年10月 8日登記

〔注〕原因日付は，整備法施行後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の日（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第91号）第44条第3項）

2 外部役員等の法人に対する責任の限度に関する登記の経過措置

(1) 施行前の登記

外部役員等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条の規定により、外部理事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 <p style="text-align: right;">平成22年 4月15日設定 平成22年 4月22日登記</p>
-------------------------	--

(2) 施行後の登記

非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条の規定により、外部理事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 <p style="text-align: right;">平成22年 4月15日設定 平成22年 4月22日登記</p>
----------------------------	--

第2 一般財団法人の登記

1 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する登記

(1) 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度の規定を設定した場合

非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第115条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）との間に、同法第198条において準用する第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成27年10月 1日設定 平成27年10月 8日登記
----------------------------	---

(2) 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度の規定を廃止した場合

非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	<u>当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第115条の規定により、外部理事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> 平成22年 4月15日設定 平成22年 4月22日登記
	<u>当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第115条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）との間に、同法第198条において準用する第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> 平成27年10月 1日変更 平成27年10月 8日登記
	平成27年12月15日廃止 平成27年12月22日登記

2 外部役員等の法人に対する責任の限度に関する登記の経過措置

(1) 施行前の登記

外部役員等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第115条の規定により、外部理事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成22年 4月15日設定 平成22年 4月22日登記
-------------------------	--

(2) 施行後の登記

非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第115条の規定により、外部理事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成22年 4月15日設定 平成22年 4月22日登記
----------------------------	--